

令和5年度 第8回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和5年11月9日(木) 午後2時00分から午後 時 分

2. 開催場所 男鹿市役所 5階大会議室

3. 出席委員数 (16名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番 佐藤洋介

2番

3番 伊藤淑栄

4番 鈴木和俊

5番 高橋郁雄

6番 清水司

7番 三浦栄子

8番 原田智也

9番 鈴木孫城

10番

11番 三浦富美男

12番 佐藤正樹

13番

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番 鈴木誠孝

4. 欠席委員 (3名)

5. 農業委員会業務報告(10月分)

6. 報告事項

報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 11 号 農地法第 5 条の許可について

7. 議事案件

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖徳

副事務局長 佐藤 秀樹

局長補佐 鈴木 俊市

10. 会議の概要
事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。
ただ今から、令和5年度第8回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が3件であります。
吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和5年度第8回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、農業委員会大会に参加いただいた委員の皆様、大変ご苦勞様でした。

さて、今年は農作物の収量や品質が低下していると、新聞等でも報道されており、農家にとっては厳しい経営を強いられている状況であります。

このような状況ですので、農業委員会としては、今後、より一層農家の皆さんのサポートに努めたいと考えております。

また、総会終了後、農地パトロール（利用状況調査）推進会議、を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議案審議をよろしくをお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。

本日は、2 番 加藤和洋委員、10 番 武田一雄委員、13 番目黒千衣子委員より欠席の届出が提出されており、出席委員は 19 名中 16 名で、総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に 8 番の原田智也委員、9 番の鈴木孫城委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

議 長

それでは、10月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

それでは10月分の農業委員会業務について、ご報告いたします。
(別紙により報告)

以上、委員会業務に関する報告でした。

議 長

ただ今の報告について、何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

次に、報告第10号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

農地法第18条の規定による合意解約について報告いたします。
解約件数は、1件であります。

議 長

申請番号 1、土地の所在は福川字上下夕谷地〇番他 1 筆、計 1 筆、田 1 筆
3,000 m²でございます。

借受人は払戸字渡部のA、貸出人は福川字上下夕谷地のB、解約理由は貸
人の都合で、引渡年月日は令和 5 年 10 月 18 日となっております。

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

事務局

(「なし」との声あり。)

それでは、報告を終了し、議事案件の審議に入ります。

議 長

議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたしま
す。

事務局から説明をお願いいたします。

議 長

議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回は地借権
設定が 2 件です。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は男鹿中滝川字大谷地○番他 4 筆、地目田、面積計 12,895 m²、譲受人は男鹿中滝川字八幡前の A、譲渡人は男鹿中滝川字萱置場の B、高齢による貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 6 年の賃貸借で、10 アールあたり米 1 俵の契約となっております。

申請番号 2、土地の所在地は五里合中石字東山台○番 1 筆、地目畑、面積計 4,430 m²、譲受人は五里合中石字八幡前の C、譲渡人は五里合中石字八幡前の D、高齢による貸人の経営規模縮小によるものであり、新規 10 年の賃貸借で、10 アールあたり米 1 俵の契約となっております。

以上で議案第 23 号の説明を終わります。

議長

ただ今の説明について何か質問等ありませんか。

2 番

(加藤委員) 申請番号 2 号についてですが、畑は何を栽培する予定ですか。

事務局

梨畑となっており、高齢化で経営を若い方に移譲し引退したいとの意向があり、受人は30代の方です。

16番

了解しました。

議長

他に何かありませんか。

(異議なしの声あり。)

議長

異議なしということで、議案第23号については、許可相当といたします。

次に、議案第24号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

事務局

今回は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が3件であります。

事務局

申請番号 1、土地の所在地は福川字上谷地〇番、計 1 筆、地目田、面積 3,000 m²、譲受人は払戸字渡部の A、譲渡人は福川字上下夕谷地の B、対価は総額 1,000,000 円となっております。

議長

申請番号 2、土地の所在地は船川港女川字鷺野〇番 1 筆、計 1 筆、地目畑、面積 950 m²、譲受人は稲とアガベ(株)、譲渡人は船川港女川字鵜ノ崎の C、無償譲渡となっております。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議長

所有権移転について、何か質問等ございませんか。

2 番

(加藤委員) 申請番号 2 号が無償譲渡の理由を教えてください。

事務局

当該農地は現在耕作しておらず荒れた農地であり、稲とアガベ株式会社は荒廃農地を開墾して農地経営を行う意欲があり、渡人の親族が当該法人に努め

ていることもあり無償譲渡とした。

2 番

(加藤和洋委員) 了解した。

議 長

ほかに、ございませんか。

(異議なしの声あり。)

異議なしとのことですので、所有権移転については、承認相当といたします。
事務局、次に賃貸借権設定の説明をお願いします。

事務局

申請番号 3、利用権設定を受ける者は脇本浦田字菅ノ沢のD、利用権設定をする者は脇本脇本字下谷地のE、貸付地は脇本脇本字下碓〇番他 1 筆、計 2 筆、田計 2,062 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 11 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 1 俵であります。

事務局

申請番号 4、利用権設定を受ける者は脇本脇本字上谷地のE、利用権設定をする者は脇本脇本字上谷地のF、貸付地は脇本脇本字上谷地○番他 18 筆、計 19 筆、田計 19,446 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 10 月 15 日から 6 年間、賃借料は 10a 当り 1.5 俵であります。

議長

申請番号 5、利用権設定を受ける者は船越字内子のG、利用権設定をする者は鶉木字鶉木のH、貸付地は鶉木字下潟端○番他 7 筆、計 8 筆、田計 6,865 m²、再設定、契約期間は令和 5 年 10 月 15 日から 5 年間、賃借料は 10a 当り 15,000 円であります。

以上で貸借権設定案件の説明を終わります。

議長

これまでで、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは、議案第 24 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 25 号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

暫時休憩いたします。

議事参与案件でありますので、11番 三浦富美男委員は退席を願います。

(三浦委員は退席)

再開いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号13 土地の所在は脇本田谷沢字住吉○番△ほか1筆、地目は田、面積計 2,281 m²、借り人は秋田市の第一建設工業株式会社、貸し人は脇本田谷沢のA、同じく脇本浦田のBの2名でございます。

本件は豪雨により崩落した法面の災害復旧工事に供する資材置場及び仮設通路敷であり、鉄板敷およびポリエチレンシートによる養生のあとに砂による盛り

土でJR男鹿線線路脇に安全な仮設通路を確保するための一時転用であります。貸借の期間は復元を含め、3月までの4か月を見込んでおり、土地使用に対する対価は総額で116,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長

暫時休憩をいたします。

(三浦委員着席)

議 長

(現地確認報告)

事務局

それでは現地を確認しました、5番高橋郁雄委員、3番伊藤淑榮委員、代表説明委員として5番高橋郁雄委員、説明をお願いいたします。

現地確認について報告いたします。

10月23日、月曜日の午前10時30分より、伊藤淑榮委員、事務局の佐藤副局長、鈴木局長補佐と私の4人で工事下請会社の社員の方2名と現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、JR男鹿線のトンネル手前の右側斜面が崩れた場所の土砂を除去しなくてはならず、安全な資機材の運搬路までの間、どうしても通らなければならない農地となってしまったところでした。この工事の性格上緊急を要する重要なものであり、用水路の保全も適切にするよう、指導しましたので特段の支障はないものと判断いたします。

どうぞ委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

これまでで、質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請については許可相当といたします。

議 長

次に、議案第27号、農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局

事務局より議案の説明をお願いします。

これで議案についてはすべて審議を終了いたしました。

議長

その他について、何かありませんか。

他に何もありませんので、以上をもちまして令和5年度第8回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和5年11月9日

男鹿市農業委員会

議		長	戸	部	秀	悦	
署	名	委	員	鈴	木	和	俊
署	名	委	員	鈴	木	孫	城
書		記	鈴	木	俊	市	